

議会の委任に基づく専決処分について

1 和解（示談）の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

平成29年(2017年)5月15日

(2) 事故発生場所

東京都中野区鷺宮四丁目6番地付近

(3) 事故発生状況

区立中学校の野球部の打撃練習中に、打球が同校敷地に設置されている防球フェンスを越えてしまい、当該打球が相手方の自宅の雨樋に当たり、当該雨樋が破損した。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害40,000円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）の成立の日

平成29年(2017年)9月1日

5 区の賠償責任

本件事故は、打撃練習時における飛球対策が不十分なため発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、相手方の自宅の雨樋の修理費用40,000円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険により全額補填される見込みである。

7 事故後の対応について

(1) 打球が防球フェンスを超えないように、打撃練習の方法を変更した。

(2) 教育委員会から各区立中学校の校長に対し、部活動中における事故についての注意喚起を行った。